

霧島市条例第 25 号
令和 6 年 9 月 30 日

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年霧島市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成 17 年霧島市条例第 157 号）による重度心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」を「健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に、

「

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

」を

「

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
霧島市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
霧島市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

」に、

「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和33年法律第128号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」を「医療保険給付関係情報」に改め、「（平成17年霧島市条例第157号）」を削り、同表に次のように加える。

5 市長	霧島市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		霧島市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。